要介護認定者における障害者控除の適用について

1　概要

市町村において、介護保険の要介護認定を受けた者のうち、障害者に準ずると判定された方について、年末調整や確定申告時に「障害者控除対象者認定書」を提出することで、障害者控除を適用できる制度です。

2　対象となる方

以下すべてに該当する方が対象となります。

◆65 歳以上である方(令和８年分の場合は、昭和３７年１月１日以前に生まれた方)

◆身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けていない方および知的障害者の判定を受けていない方

◆介護保険の要介護認定を受けているもしくは、受けようとしている方のうち、有効期間内に判定基準日(当該年の 12 月 31 日)が含まれている方。　※ただし、要支援１，２は除きます。

◆本人またはその扶養者が所得控除等の対象(見込み)となる方

3　障害者控除対象者認定書の発行方法

障害者控除対象者認定書(以下、認定書)については、滝川市役所１階介護福祉課介護認定係において、申請を受け付けています。直接、窓口へお越しください。

なお、認定書の発行については、障害の程度で判断するため、要介護度が高い方でも対象とならない場合があります。

4　年末調整時における留意事項

◆認定書が有効であることの確認を行ってください。

- 滝川市長印が押印されていること。
- 認定書の対象者が、本人もしくはその扶養親族であること。
- 当該年の基準日(12 月 31 日)が有効期間内に含まれていること。

◆障害程度について、確認を行ってください。

- 認定書の「障害理由」欄において、「障害者」項目に該当であれば普通障害を適用する。「特別障害者」項目に該当であれば「特別障害」を適用する。

5　その他

◆本取扱いについては、すべての市町村で実施されているものではありませんので、詳細については各市町村へお問い合わせください。

◆ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

≪税申告に関すること≫　滝川市税務課市民税係　　TEL　0125-28-8019(直通)

≪認定書に関すること≫　滝川市介護福祉課介護認定係　　TEL　0125-28-8027(直通)